

手話言語を取り巻く現状・課題等の把握

1. 静岡市現状

参考データ 時点：令和 5 年 3 月末時点
参照：静岡市の健康福祉 令和 5 年度版

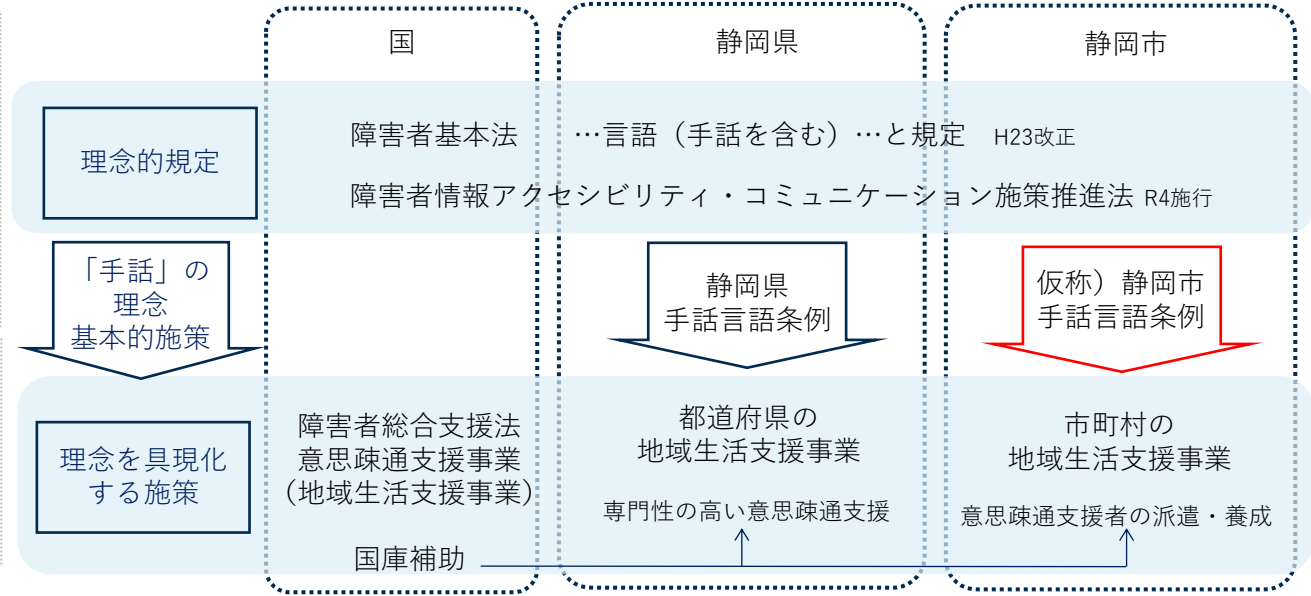
静岡市人口 680,913人
うち身体障害者手帳交付者 22,847人
うち聴覚・平衡機能障害認定 1,673 人
うち手話を日常コミュニケーション手段として用いる人 142人 $\div 1,673人 \times 8.5\%$ ※

※H28厚生労働省「生活のしづらさに関する調査」から推計（65歳未満に限定すると25%）

市内当事者団体等

・静岡市ろうあ協会 100人
・静岡市登録手話通訳者の会 57人（市内手話通訳者）
・静岡県手話通訳問題研究会静岡班 76人（購読会員含む）
・手話サークル 5団体
（するがの会、あおいの会、たつのこ会、火曜日、波の子の会）
・手話奉仕員養成講座 60人
・静岡市職員手話サークル 20人

2. 法制度・施策の位置づけ



条例制定状況 県内：静岡県 + 14市町 政令市：9市

3. 本市における課題と条例制定検討

現状

「手話が言語である」（ろう者にとって代え難いコミュニケーション手段である）とする成文化された基盤がない

課題

「手話が言語である」とする理念を共有し、意思疎通確保に向けて必要な基盤整備や施策方針の検討

自治立法（条例制定）による基盤整備

- ・基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等明確化
- ・手話の理解促進や普及に係る施策の推進

目指すべき姿

市民全体で手話への理解を深め、すべての市民が安心して暮らすことができる地域社会

第1回研究会のまとめ：資料5

現状・課題

- ・手話で自由に発言や会話できる場が少ない
⇒ろう者の社会参加が確立できていない
- ・手話を身振り、手振りと思われ笑われた
⇒障がい理由とする差別の解消ができていない
- ・聞える人が、ろう者と手話等によるコミュニケーションを図るよう努めてほしい
⇒ろう者とのコミュニケーション体制が確立されていない
- ・こども（聞こえない・聞える両者）の手話を知る、学ぶ機会が少ない

次第（1）：ご意見をいただきたいこと

手話が言語であるという認識に基づき、理念、役割、施策の基本的事項を定める条例案に盛り込むべき内容

条例案のたたき台 資料2

- ①基本理念の条文内容
- ②施策の推進の条文内容

次第（2）：ご意見をいただきたいこと

本市において優先順位が高いと思われる施策（どのような施策が展開されると、条例の目的達成にかなうと考えるか）

第1回研究会提案まとめ

- ・手話通訳者の養成
- ・災害時の情報アクセシビリティ
・omamolink(緊急通報ツール)
- ・遠隔通信技術による手話通訳(民間会社)
- ・保健師等への研修の機会
- ・医療機関(特に産婦人科)への理解啓発
(パンフレット・ポスターの設置)